

令和3年度第1回食の安全安心推進部会

開催日：令和3年8月17日（火）10:00～12:00（WEB開催）

※議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしておりますのでご了承願います。

【福永食品安全官】

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回食の安全安心推進部会を開催いたします。開催にあたりまして、健康局長の味木よりご挨拶申し上げます。

【味木健康局長】

皆様、おはようございます。兵庫県健康福祉部健康局長の味木でございます。三宅部会長そして委員の皆様方には、大変ご多忙な中、令和3年度第1回食の安全安心推進部会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また平素は県政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

まず新型コロナウイルス感染症につきまして申し上げます。県では昨日からまん延防止等重点措置区域を拡大し、但馬地域を除く全県につきまして対象地域としたところでございます。また現在国のほうで、兵庫県を緊急事態宣言の対象区域に入れるという議論が進んでおりまして、緊急事態宣言の中でどのような対策をさらに強化していくかなど協議を進めております。

日々の感染状況でございますが、過去最多となりました。一週間平均では500人を超えておりまして、4月の516.4を8月15日に超えて、感染の急拡大が進んでいるところでございます。これ以上の感染拡大を阻止し、医療逼迫を防ぐために一層の感染対策をお願いしているところでございます。具体的にはリスクの高い行動を回避すること、また、ワクチンの積極的な接種を進めていただくこと、また事業者の皆様には飲食店等営業時間の厳守、酒類の提供禁止などご協力いただいているところではございますけれども、職場でのクラスターも発生していることから従業員の方々にも感染対策を徹底していただくことが重要です。引き続き、医療体制の確保等はかかってまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

本日の食の安全安心に関しまして、県では食の安全安心と食育に関する条例に基づきまして、5年ごとに食の安全安心推進計画を策定し、健康福祉部、農政環境部、教育委員会など関係部局連携のもと施策を展開しております。7月7日に開催いたしました食の安全安心と食育審議会につきましては、3次計画の実施状況や課題を踏まえ、第4次計画の策定に向けて熱心なご意見を賜りありがとうございました。

改正食品衛生法が6月1日から完全施行され、HACCPに沿った衛生管理、新たな営業許可制度及び届出制度、食品リコール情報の報告の義務化などについて、食品等事業者への周知や指導を徹底するとともに、県民の皆様への食の安全情報などの発信を行い、さらなる食の安全安心の向上に努めてま

います。

本日は、「食の安全安心推進計画（第4次）」の策定に向けまして、先日の審議会及びお寄せいただいたご意見を踏まえたうえで、素案につきまして各担当課からご説明させていただきます。限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、様々なお立場からのご意見、ご助言をお願いしまして、私のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

【福永食品安全官】

本日の出席者につきましては、お配りしております出席者名簿のとおりでございます。それではさっそくですが協議に移りたいと思います。本推進部会は原則公開で行うこととしております。本日の資料及び議事録は後日、ホームページ等により公表させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

では、三宅部会長に進行をお願いします。よろしくお願いたします。

【三宅部会長】

おはようございます。大阪府大の三宅です。先ほど局長のご挨拶の中にもありましたけれど、新型コロナウイルス感染症が非常に急拡大し、兵庫県だけでなく大阪、京都と関西の広域で広まっている状況である中ではありますが、進めてまいります。今日は限られた時間の中ではありますが、ご協力をお願い致します。それでは、本日の協議事項である第4次食の安全安心推進計画の案について、第一章から三章まで事務局から説明をお願いします。

【福永食品安全官】

本日は、7月7日の審議会においてお示ししました、骨子案に基づき作成しました素案について、委員の皆様方からご意見をちょうだいし、次回の部会までに整理して、素案を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料1の食の安全安心推進計画、第4次の案をご覧ください。

まず、1枚めくっていただいて、1ページ目の目次を見て頂けますでしょうか。第4次計画案の素案の構成は、第1章から第4章まで、現計画を踏襲する形で作成しています。本日は時間の関係上、ここからの説明については、これまで委員から頂いたご意見を踏まえ、3次計画から変更したところを中心に説明させていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。第1章、推進計画の基本的な考え方、1計画策定の趣旨につきましては、下から5行目に新たにSDGsの理念を踏まえ、食育推進計画と一体的な取組みにより、豊かで活力ある社会を実現し、元気な兵庫の創造を目指すことで、SDGsの達成に貢献していくことを記載しました。なお、SDGsの17目標のうち、各施策との位置づけについては、この後でご説明いたします。

次に、3ページを開いてください。3計画の位置づけについて、これまでの推進計画も県が策定す

る他の計画とは整合を図ってまいりましたが、改めて4行目から、長期ビジョンをはじめ、県の他の計画と整合性を図っていることを、記載いたしました。

次に4計画の期間では、令和4年度から令和8年度までの5か年に修正します。

次に、5計画の推進体制では、県の責務において、4行目から現在の社会情勢を踏まえ、少子高齢化、人口減少が進行するなか、経済、社会の両面から担い手の減少が懸念されることから、食の安全安心についての知識を持った、人材育成の推進に努めることを追記しました。

次に5ページを開いてください。第2章、食を取り巻く現状と課題についてです。

1現状の(1)食料生産の動向では、2019年の工業統計調査から県内の食料生産の状況を修正しました。次に(2)食品流通の動向では、カロリーベースの食料自給率を39%から38%へ修正しました。

次に、(3)食料消費の動向では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う消費行動の変化などを追記するとともに、令和元年家計調査年報から消費支出の割合を修正しました。

次に、(4)食の安全安心を揺るがす事件・事故の発生につきましては、現在の計画期間中に国内で発生した事件・事故等を中心に修正しました。また、3次計画では高病原性鳥インフルエンザや放射性物質汚染問題などについて記載しておりましたが、現在、適切な管理と対応が図られていることを踏まえ、削除しています。

次に、(5)食品表示の適正化の推進では、平成27年から食品表示法が段階的に施行されている状況を踏まえ、制度の正しい理解と適切な表示を推進していく必要があることを記載いたしました。

次に、6ページをご覧ください。(6)食品衛生法等の改正では、主な項目として、HACCPに沿った衛生管理の制度化、広域的な食中毒事案等に対応するための連携体制、食品等のリコール情報報告の制度化、営業許可制度の見直し及び届出制度の創設について、概要を記載いたしました。

次に、(7)食の安全安心に関する県民の意識については、今年の5月に実施しました県民モニター調査結果の一部を記載しました。

8ページを開いてください。アンケート結果の一部のグラフです。調査期間は5月14日から31日までの18日間、県内在住、在勤の県民モニターに登録された18才以上の2,206人に対して、インターネットを通じて、1,637人の方から回答を得ました。回答者率は74.2%でした。まず、イ、現在、流通している食品は安全安心だと思うかについては、安全安心と、どちらかと言うと安全安心だと思う人の割合は76.1%で、年代別では、20代までが86%、70代以上が82%と8割を超え、50代が70.8%と最も低いことが分かりました。また、ウの、安全安心だと思う理由としては、「食品の安全性について法律で規制されている」を選択した方が、最も多く63.0%でした。

一方、9ページをご覧ください。エ、安全安心だと思わない理由としては、「生産者や食品関係事業者の法律遵守や衛生管理の実態に疑問を感じる」と、「食品の規格基準や表示の規制が不十分だから」を選択した方が、それぞれ55%以上でした。また、この質問について、5年前の前回調査と比較すると、事業者の法律遵守などに疑問を感じると、過去に問題となった事件が多く、今後も不安を感じるを選択した方の割合が減少する一方、食品の規格基準や表示の規制が不十分を選択した割合が、約2割以上増加しています。さらに食品のリスクの有無について科学的根拠に疑問を感じる、事業者等の情報が少ないと思うを選択した方の割合に変化はありませんでした。

次に、オ、「食品の安全安心に関して不安に思うこと」については、「調味料や着色料などの食品添加物」を選択した割合が 85.3%、ついで「輸入食品の安全性」、「残留農薬」、「残留抗生物質」、「遺伝子組換え作物の安全性」、「食品表示の信頼性」、「環境汚染物質」がそれぞれ 50%以上となっていました。また、前回調査と比較して、先程の 7つの項目を選択した方の割合は、いずれも増加していました。一方、放射性物質、BSE、食中毒、アレルギー物質などの割合は減少していました。

10 ページを開いてください。カ「食品の安全性に関する情報はどこから得ているか」では、「テレビ」が最も多く、年代別で見ると、50 代までは「インターネットメディア」、60 代以降は「テレビ」が、最も多いと言うことが分かりました。

次に、キ「食品の安全安心について県に求めることは何か」では、「法令違反があった内容の公開」、「食の安全安心に関する各種情報の提供」、「食品製造施設の指導や立入調査」と、上位三つにつきましては、前回の調査結果と同様で、引き続き、食の安全安心に関する情報発信が求められていることが分かりました。

11 ページを開いてください。県版 HACCP 認定制度及び兵庫県認証食品の認知度については、前回調査と比較して、若干ではありますが、知っているの割合が増加しました。

その他のアンケート結果については、お手元の資料 2 にそれ以外の 19 項目掲載しています。本日は時間の関係上、詳細なご説明は省かせていただきたいと思います。それぞれの質問内容に応じて、地域別、性別、年代別なども、掲載していますので、後ほどご覧いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

では、資料 1 の 7 ページまで戻っていただけますでしょうか。先程のアンケート結果の後に、下から 4 行目になりますが食品ロスについて、食品衛生の観点から、県民へ正しい知識の啓発等を行い、安全性を確保することで食品ロスへの取組みを支援する必要があることを記載しました。

次に、(8) 食に関する情報の氾濫については、インターネットや SNS 等の普及により、誰でも手軽に入手、発信することが出来る状況を踏まえて、県民が食に対して適切な判断ができる力を養う機会を提供する必要があることを、新たに追記しました。

最後に、(9) 第 3 次計画の取組状況について、計画期間の 4 年目を経過した段階での評価を記載しています。

12 ページを開いてください。年度毎の実績及び計画最終年度の目標値の一覧です。それぞれの項目につきましては、先月の審議会でご報告させて頂いておりますので、詳細な説明は省かせていただきますが、全体としては、目標達成に向けて順調に取り組みが進んで、また、既に目標を達成している項目もありますが、若干の遅れが見られる項目につきましては、更なる取組みが必要であることも記載しています。

何度も申し訳ございません。資料 1 のまた 7 ページに戻っていただけますでしょうか。

次に、2 の重点課題についてです。先程の現状も踏まえ、第 4 次の課題については、現計画と同様に、一つ目は、食品等事業者の HACCP による自主衛生管理の推進、二つ目は食品等事業者のコンプライアンスの徹底、三つ目は危機管理体制の充実・強化、四つ目は県民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの推進を、引き続き取り組むべき課題といたしました。

次に、13 ページを開いていただけますでしょうか。第 3 章、推進計画の基本方針についてです。生産

から販売に至る各段階で食品の安全性を確保し、食品を摂取することによる県民への悪影響を未然に防止すること、また、食品の安全性、品質などに関する適正な表示を確保することで、食品に対する県民の信頼を確保し、県民が安心して食生活を営むことができるように推進していく、条例の基本理念を踏まえ、先程の重点課題に対応するため、現計画と同様に3本の施策の柱を設定します。柱1は食品の安全性の確保、柱2は食品を介した健康被害の拡大防止、柱3は食への信頼確保として、各柱のもと、施策を展開することで、食品を取り巻く課題の解決を図り、もって、県民だれもが安心できる食生活の実現を目指すとともに、食育推進計画との一体的な取組みにより、豊かで活力ある社会を実現し、元気なひょうごの創造に寄与することを、基本方針として記載しています。

次に、資料3をご覧くださいませでしょうか。

第1章の計画策定の趣旨でお話しましたSDGsについて、SDGsが掲げる17目標のうち、各施策で取り組む内容等と関連する目標を、施策の柱ごとに分けて表記しています。4次計画では、第3章の基本方針のあとに掲載したいと考えております。

第1章、第2章、第3章の説明は以上です。よろしく申し上げます。

【三宅部会長】

第1章から3章まで説明していただきましたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

では、私からよろしいでしょうか。資料3にSDGsの取り組みとの関連についてまとめてもらっていますが、これはせっかく推進計画の第1章にSDGsの概念を掲げているので、この柱のどこかにいれこんでいけばいいかなと思う。例えば、直接的に言えば第3章の真ん中にあります、柱1、食品の安全性の確保のあとのカッコつけでSDGs何番、何番と入れ込んでいくことで、推進計画をみることでこの計画の中でどれが具体的にゴールにむけた取り組みかよりわかりやすくなると思うのですが、その辺はいかがでしょうか？

【福永食品安全官】

はい、ありがとうございます。実はどこにいれようか何度も悩んでおまして、第4章のそれぞれの施策にいれるべきなのかどうかを含め考えていたのですが、三宅部会長からの提案を受けましてトップとどういう形でうまくいれるべきなのか、スペースの問題はございますが検討したいと思います。

【三宅部会長】

SDGsのデザインだけでもいいと思います。そのほうがより明確にアピールできると思います。検討していただきたいと思います。

他に質問等ございますか。

【八木委員】

よろしいでしょうか。八木です。

アンケートのところで、食の安心安全に関する県民の意識調査で、資料2のアンケートも拝見したのですがモニターアンケートなのでそれなりに意識の高い方々の結果になっているのが事実だと思います。例えば一つ端的にいえば、結構20代でテレビから情報入手の割合が高くなっていますが、一般的の調査に比べたら50代や意識が高いのか、なんらかの形でテレビよりになっているので、一般的な意識からちょっとずれていると思うので、調査の結果として問題という意味ではないが、これを県民の意識として位置づけるのかあくまでもこういったモニター層の意識がこうだと位置づけているのかちょっと留保があればいいと思います。そうすると他のデータの見方も変わってくるので6ページ目7ページ目の資料に書いてある県民モニターとデータが書いてあるところに、県民の意識調査と言いきらないほうが良いと考えるのでその辺の表現を改正していただければと思います。以上です。

【三宅部会長】

事務局の方からなにかあればお願いします。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。おっしゃることはごもっともだと思っております。この表現につきましては、修正含めて検討していきたいと思っております。

【三宅部会長】

7ページの上のほう、さらに食品ごとの関心が高まっていますという文言があるのですが、その上の部分にアンケートの結果をまとめている文章がいろいろあった後に、このような結果を参考にして取り組んでいきますといった、参考計画があると書き替えいれたらと思います。

【岩井委員】

よろしいでしょうか、岩井です。

今回、非常に第1章がわかりやすく、SDGsもいれていただきましたし、また計画策定の中で、食品のリスク存在する、食の安心安全の乖離、これらは前回もいったのですが、特に2番目の安全と安心には乖離があるという内容についてですね。最近特に、コロナの状況の中で菅首相が盛んに安全安心という言葉が使われました。安全安心のとらえ方がここでは乖離とって並列的に捉えているような気がするが、どちらかというと安全と安心の安全値はここに書いてますように、科学的な処置でも客観的に検証できる安全があって、そしてその結果、安心が生まれるのではないかと捉え方を回帰すべきなのかと思う。その辺のことは、特に消費者の多くの方々が安心安全と安全安心がごっちゃになってまして、今回菅首相がいろいろ表現される中で、フェイスブック等で、安心安全と安全安心がどう違うのかと聞かれたりしてしまっていて、その辺の位置づけをどちらかというと安全が数値的、客観的に確認でき、そういったものであるから安心して生活できると捉えるべきだと思う。その辺の記載の方法をもう一回考えるべきではないかと思っております。ちなみに兵庫県のホームページを見ますと最

初のページに安心安全を含めた生活が出てきます。そういったことを踏まえて我々は安全安心という捉え方をしていますのでその辺のところをもう少しわかりやすく表現すべきかなと思いますので意見として挙げます。以上です。

【三宅部会長】

ありがとうございます。事務局から何か。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。3ページ(2)の安全安心に乖離がある4行目の文章がありますが、少し表現を含めてどういう形かでもう少し、今、岩井委員が言われたことをどうするか、検討させていただきます。

【三宅部会長】

ありがとうございます。私はいろいろなところで食の議会の委員をやっているのですが、京都府では実は安心安全なんです。安心を重要視している。それはまあいいとして、安全と安心はなかなか難しいです。3ページの乖離があるのは事実なんです、乖離があると言ってしまうといろいろな意見があるので表現の工夫していただけたらいいかもしれない。

他になにかご意見はありますか

【柳本委員】

柳本です。全体的に今回非常に整理が進んで、体系的にわかりやすくなったという実感もすごいですのでありがたいなと思います。ただ、改めて皆さんからでてくるような話の中で、特に課題は、簡単な言い方で、例えば、一般市民の人の認知度は一体どうなのか、あるいは農業に従事している中でエリアによって後継者不足であるとか地区によってばらつきが非常に大きくて不安も残っている部分もあるとか、例えば HACCP なんかにしても一般的になるまでは進んでいるところは進んでいるがほとんどは認知が弱いところが残っているとか、3点ほど言いましたが、そういう風に、特に実はまだまだ課題が重たい項目が随所にあると思うので、特にピントに絞ったような扱いをしていけば、より重点的に課題に鮮明に体制がとりやすくなるのではないかと。言い方が下手くそだったのですが、つまり本当の現実の課題にピントをあてて浮き彫りにして特にそれを強化していくことで、もっとめりはりがあるのではないかと気がする。きれいにまとまってきたのでさらにこの辺にピントをあてることをさらに加えることでより、重点、メリハリ、課題がはっきりする。抽象的に終わりましたがそのような気がしました。

【三宅部会長】

ちょっとすみません、私から逆質問ですが、柳本委員が言いたいのは、1章から2章については食

品計画の概要で、3章のところで3本の柱をあげ、プロセスが書かれているが、例えば3章と4章の間により具体的な課題をいくつもあげるほうがいいというご意見なのか、あるいは第2章の中に少しそういう具体的な課題をあげたほうがいいというご意見なのか、あるいはそれ以外なのか。

【柳本委員】

今おっしゃった2個とも両方かねて要するに、課題抽出をかねてそこを踏まえて具体的にどう全体的に訳していく面と、両方今おっしゃられたことを併せてというつもりでした。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。

ご存じの通り、兵庫県は県の施策により、地域差によっていろいろな課題がそれぞれにございます。取組みの中で例えば、第4章も含めまして地域に応じた中で取組みをしているところもあります。どういった形で第2章の現状の中に取り込んでいくか再度検討していく。実際には、各五国の中で取組みを進めておりますので兵庫県も含めて検討させていただきます。

【柳本委員】

よろしくお願いします。

【三宅部会長】

すみません、1点言い忘れていたというか、気づいたことがありましてよろしいでしょうか。5ページの第2章後ろの現状の(10)の食品流動の動向ですが、流通はかなり早く動いていると思う。(3)の消費の動向にも書かれているように、消費の動向は非常に大きく変化しており、それに伴い流通の計画も大きく変わっていて、例えば、直でハウスから消費者が物をネット通販で買っている。そういう意味合いでは消費のところだけで書くのではなく、流通のなかに少し入れてもいいかもしれない。

例えば、食品流動の動向の2行目から3行目の利用者との直接取引だけではなく、個人で消費者と1対1でそういう形で進んでいる。これで食中毒の原因も増えているので、その辺も一文か、あるいは言葉を調整していただければと思いました。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。ぜひ検討させていただきます。

【小寺委員】

小寺です。先生方の意見と重なる部分もあるのですが、私なりの感想を含めて3点ほど手短かに説明させていただきます。冒頭の八木先生からのSDGsの今回の計画の趣旨、第1番目に取り上げていただき、私も賛成です。ぜひこれをもって県民の方々に関心を広く持っていただき、広く県民が参画できる第

4次計画になればいいと思います。

二つ目は安全安心を確保していく取組みがいろいろあると思うが、われわれ農業団体にとっては食品を生産する、農産物を生産する基盤をいかに安定的なものにするか、今流行りの言葉にすると、持続可能な農業をいかに確立できるかが課題と思っています。これは、柳本委員からご意見いただいています。自らの課題として取り組んでいくべきこと。そのことと冒頭のSDGsに関連するが、環境問題、カーボンニュートラルに関わることですが、農業においても緑の食料システム戦略を農林水産省が決定して、それに基づく具体策が展開されていく。これは食の安全安心につながる課題だと思いますので、これを4次計画にどれだけ盛り込めるのか、タイミングは難しいかもしれないが今後議論していけたらと思います。これが2点目です。

3点目はアンケート調査の結果ですが、モニターアンケートが使われているということで資料2を拝見して、非常に重要な課題がこの中にはいっていると感想を持った。結論でいうと、モニターということでやや回答者に偏りがあるかもしれませんが、それでも県民の方の食に関する情報はまだまだ十分ではない、それによって不安が取り除けていない部分があるように思います。特に行政からの情報発信、より工夫、充実させることが課題になってくる。こういったことは議論につながっていくと思います。

以上3点ですが、最後に言葉を確認したいのですが、13ページの推進計画の基本方針で、柱三つあげられていますが、柱1には、食品と言葉を使っているが、柱3は食となっている。これは意味があるのかどうか。というのは13ページの本文上から6行目あたり、食品に関する県民の信頼の記述もあります。整理するべきかと思っています。資料3のSDGsでは、食品ではなく食の言葉になっているので概念の違いは使い分けるべきだと思っています。長くなりましたがよろしくお願いします。

【福永食品安全官】

小寺委員ありがとうございます。おっしゃられることはごもっともだと思います。概念につきましては今一度整理させていただきたいと思います。

【三宅部会長】

具体的には、柱3で食にした理由は为什么呢。

【福永食品安全官】

5年前の記憶であまりよく覚えていません。申し訳ございません。今回は食ということで、SDGsもありましたので混同している部分もある。今回改めて整理させていただきます。

【岩井委員】

食品衛生法等の改正の中のHACCPの記述内容ですが、1HACCPに沿った衛生管理の制度化の下から3行目に「HACCPの段階的な取組みを推進し」と言葉が入ってくるのですが、この辺のところ私も

理解が十分になってないだけかと思いますが、平成 30 年の 6 月からの改正で、今年 6 月から HACCP に沿った衛生管理を求められるとあるが、段階的な取組みという表現がいいのかどうか、制度として法制化されれば本来その段階からすべて行われなければいけないのではないかと。ただし、実態上はいきなりできないから段階的な推進にならざるを得ない。表記の仕方が段階的な取組みということであれば、ゆっくりやっていたらという形になってしまわないだろうか。むしろ HACCP の実施が可能になるための取組みを推進しといった表現を利用しても「今年の 6 月からはやらないといけないですよ。」ということが表現されるべきではないかなという思いがちょっとあって、法律の趣旨と文言上とがあっているかどうかを確認したかったことが 1 点と、それからこの運営にも原則としてという言葉がついているんですね。私も調べてみましたら厚生労働省の説明書の中に原則としてということで、原則ということは例外がある。その例外は何かということは厚生省の運用でも言っています。例えば食品または添加物の輸入業者であったり冷凍冷蔵以外の保存運搬業者であったり、それが例外であるので原則としてという言葉が入っている。本質として原則としてという言葉があったのかちょっと気になっている。そこをちょっと曖昧にすると我々が進めていく HACCP を完全に実施していくことに誤解がうまれるんじゃないかなと思ったので。以上です。

【三宅部会長】

はい。非常に重要なことかも知れませんが、事務局の方から。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。まず 1 点目の表現につきましては、段階的な取組みというのは、基本は小規模の事業者の方は HACCP の考え方を、また 50 人以上の大規模な施設につきましては HACCP に基づいた衛生管理が原則となっております。

二つの言葉の使い分けについては最後、用語解説等の中で最終的には落とし込もうと思いますが、段階的な取組みとしましては HACCP にはゴールがありません。終わりがありませんので、仮に小規模の事業者の方で考え方を取り入れた衛生管理にあたって、それをさらにステップアップして HACCP に基づいた衛生管理を目指すという、そういう道筋を示したいと思ひましてこのような表現にしております。ただ誤解を招くような事があれば今後検討をしていきたいと思ひます。

それと 2 点目ですね。原則というのは通知のこの内容ではございませんが通知等々の中では示されております。原則という前提はございますが、基本さきほどおっしゃっていた輸入業者の HACCP の一般衛生管理の実施は必要になりますので、さらに業者さんであっても HACCP の考え方を取り入れた衛生管理をするというのは何ら問題がないので、そういった方々にも HACCP の考え方をしっかり理解して頂いて取り組んで頂きたいというのが、こちらの考えであります。先ほど言いましたように用語解説ではしっかり説明していきたいと思ひます。以上です。

【三宅部会長】

はい。ありがとうございました。

私は個人的な考え方ですけど HACCP そのものの考え方を国もそれでいいとおもっているみたいですので、それでいいのかなと思います。重要なことですので、今一度事務局のほうで文言を確認して頂いて誤解のないようにして頂きたいです。時間もかなり過ぎているので第4章の説明に入って頂いて、ではお願いします。

【福永食品安全官】

それでは第4章の部分につきまして改定するところにつきましては私が、それぞれ関係者の政策につきましては関係課から説明させて頂きたいと思います。14ページを開いてください。先月の審議会の案でも政策展開の構成を説明させて頂きました。前回の審議会でもお話させて頂いたのが改めて今回の計画の中から4次では、柱1の食品安全の確保については生産段階から農産物の安全性確保として農産物、畜産物、水産物の生産の推進という三つを。さらに製造から販売段階まで食品の安全性確保として食肉の安全性、食品衛生法の監視指導、適正表示食品検査の充実強化。さらに HACCP にそった衛生管理の推進という事をそこに網羅させて頂き、さらに総合的な食品の安全性確保として食中毒の未然防止、食の安全に資する推進とさせて頂いています。

さらに3次計画の適正表示に関しまして前は柱3にございましたけれど、製造から販売段階への指導がメインになるので柱1の6へ動かさせて頂いています。

柱2につきましては健康危機管理の充実、健康被害の拡大の防止を主要とした三つの施策、柱3の方では食への信頼確保としてリスクミを含めた推進を行うという事で位置付けをさせて頂いております。それでは関係各課から順次説明させて頂きます。私の方から指名していくので説明よろしくお願ひ致します。

それではまず農業改良課から農産物の生産推進についてよろしくお願ひします。

【農業改良課 近藤環境創造型農業推進班長】

失礼します。農業改良課の近藤です。よろしくお願ひします。

こちら農産物につきましては農業改良課と農産園芸課と分かれて記載されていますので農業改良課の部分からご説明させていただきます。まず基本的には3次計画の内容を引き続き取り組むということにさせて頂いております。具体的な施策としては17ページの下から施策のところに書いてありますように、まず一つ目として、農薬の適正使用の推進ということで農薬安全使用技術講習会の開催や農薬の取扱いについて指導的な役割を果たす農薬管理指導士の認定によって農薬の適正、かつ効率的な使用をするということとなっております。そして二つ目に、農薬等の検査の充実としまして、出荷前の生産工程の点検や残留農薬の分析等によりまして、安全な生産体制を強化するとしています。飛びまして、(4)では、安全で良質な農産物の生産につきましては、環境創造型農業の推進にもっとも重要な位置づけにしている、土づくりを重点的に研修会にて引き続き推進をするということを通じて、化学肥料や農薬の低減に結びつけるということで、あわせまして、病害虫の発生予察情報の活用

や新しい防除技術の現時普及によりまして、化学合成農薬の低減を推進していくということにしています。

指標につきましては、二つ設けておりますが、そのうちの一つが委員の方々のご意見を踏まえまして第3次計画から変更しております、新たな指標として、農薬管理指導士からの有効認定者数を指標に設けています。こちら令和2年度、1,704と令和8年に1,820としております。認定者数につきましては、現在精査中ですので若干修正させていただくことをご了解いただきたいと思います。

環境創造型農業の生産面積につきましては、引き続きの使用としまして、令和2年の面積につきましては、速報値として書かせていただいておりますので確定値は若干変更させていただくということにご了解願います。農業改良課からは以上です。

【福永食品安全官】

引き続き、農産園芸課からお願いします。

【農産園芸課 岡田主幹】

はい、農産園芸課でございます。17ページに戻っていただきまして、課題の白丸から三つ目について記載しております。内容としましては、農産物の生産段階における安全性の確保、万が一事故が発生した場合の原因究明がしやすい体制づくりとしています。

これに対する施策としまして、めくっていただきまして次の18ページの(3)、GAPの取組推進としています。GAPとは、農業において食品安全に加えて、環境保全や労働安全等を確保するために、農業生産の工程をしっかりと管理していくという取り組みのことで、具体的に言いますと、整理整頓であったり、生産履歴の記帳や保管を基本として、農場の中で自らリスクを低減して、問題があれば改善していくということを継続的に取り組んでいくという取組みでございます。第3次の計画では、大腸菌のリスク管理に特化した内容のものを書いておりますが、衛生管理を含めてより幅広い範囲で推進していくこととしております。以上でございます。

【福永食品安全官】

続きまして、畜産課からお願いします。

【畜産課 小西衛生飼料班長】

はい、小西と申します。畜産物の説明をします。畜産物の安全安心につきましては、第3次計画と同じように、肥料ですとか動物用医薬品の徹底管理を行っていくこと。加えて畜産農家につきましては、伝染病の発生予防をしていき、そういったものは家畜伝染病に基づき推進していくということで、3次につきましても4次につきましても変わらないので引き続きしていくことで、現状課題として記載しております。加えて新しい要素としましては、施策の(1)、あと現状でも書いてるのですが、農場 HACCP、あるいは畜産 GAP、こういった認証を取得したいという農場がありましたらそういったと

ころの推進をしていく。これら国の制度を活用して安全な畜産物を生産進行に取り組んでいきたいな
と思います。指導につきましては、第3次計画同様に飼料中の残留抗菌性物質検査の違反件数0とい
うことで思っております。畜産課からは以上です。

【福永食品安全官】

水産課さんよろしく申し上げます。

【水産課 岩佐漁業整備班長】

水産課について説明します。安全安心な水産物の推進ということで、内容としては施策の養殖魚介
類の安全性の確保ということでそちらに関しましては、水産用医薬品と配合飼料の安全性の確保を進
めていく。もう一つは、養殖魚介類の安全性を確保するために巡回指導であるとか、漁場の確認をし
ていくということで、こちらについては3次計画から変更はありません。もう一つは、貝毒検査の実
施ということで、そちらも内容としては3次計画と同じですが、平成30年以降、貝毒の発生が周年
発生するであるとか、局地的にどこかであるというようなことが見てとれるようになっている。3次計
画ではアサリ、カキということで、2種を主においていたのですが、4次計画ではそれ以外で養殖2
枚貝が増えてきておりますので、トリ貝、赤貝、なみ貝、岩牡蠣などを加えての検査を実施している
ということになっております。また、3次計画においては、貝毒が発生した冬以降、関係漁業者、関
係者には注意喚起を行うとしていましたが、周年発生が見えてきているので、現状丸の四つ目の部分
にその内容を付け加えてさせていただいておりますが、安全性の確保が取れていないところには自粛
していただく注意喚起を行うことを付け加えています。また施策においても漁業者に速やかに情報提
供をすることと一般県民の方々には改めて注意喚起を行うとします。指標につきましては、養殖業者
への水産用医薬品の適正使用に関する年間指導率ということで、こちらも3次計画から変更はなく、
指標の内容につきましても100%維持していく形となっております。以上です。

【福永食品安全官】

次は生活衛生課から説明していただきます。

【生活衛生課 原田副課長】

生活衛生課の原田です。食肉の安全性確保の推進について説明させていただきます。現状におきま
しては、県内においても高病原鳥インフルエンザ、豚熱といった家畜伝染病の散発的発生がみられて
おりますので、と畜場法、食鳥検査法に基づいて食用に適さない食肉の排除を行っていきたくと思
います。また、令和3年6月からと畜場法、食鳥検査法改正があり、食肉センター、大規模食鳥処理場
にはHACCPに基づく衛生管理、認定小規模食鳥処理場はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が制度
化されています。課題としては、丸の下の方、より安全な食肉を生産するために、食肉センター及
び食鳥処理場のHACCPについて、衛生管理計画等の改善を継続的に実施していくように指導してい

必要があると思っています。施策としましては、食肉衛生検査による食用に適さない食肉、食用不適肉の排除、それから(2)食肉センター、大規模食鳥処理場の HACCP に基づく衛生管理の検証といたしまして、と畜検査員や食鳥検査員による外部検証を実施し、その結果に基づき適切に指導を行い、衛生管理の改善を図りたいと思います。指標といたしましては、令和 2 年度衛生管理実施状況の検証の細菌検査の回数が 32 回を令和 8 年度は 132 回という風に計画しています。以上です。

【生活衛生課 小笠原食の安全安心推進班長】

続きまして施策の 5 番目食品営業施設等へ監視指導の徹底でございます。現状につきましては第 3 次計画から引き継いでいるものとして現在も兵庫県食品衛生監視指導計画を毎年策定し、これに基づき重要度に応じた監視指導を行っていますけど、これに追加いたしまして現状の白丸三つ目、平成 30 年 6 月の食品衛生法の改正を踏まえまして HACCP の制度化や、業種の見直し、届出制度の創設、リコールの報告制度の義務化といったような新たな取組みをする必要が出てまいりました。これに伴いまして課題の所にも法改正によります、特に HACCP に沿った衛生管理の円滑な導入、定着について記載をしております。施策といたしましては(1)の所に食品営業施設等への監視指導の実施ということで、従来の監視指導に加えまして HACCP に沿った衛生管理の導入状況の確認、定着を進めるための必要な助言指導を行うということ、リコール情報等の県への届出周知、さらに新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴いましてテイクアウトや宅配等の新たな提供形態が今非常に増えておりますので、これらについて事業者に対する適切な衛生管理の指導を行うという事を記載させて頂きました。(2)は従来通りのものです。

次のページの指標でございます。まず年間監視指導回数の達成率につきましては第 3 次計画からそのまま引き継いでる指標となります。

二つ目の監視指導計画に基づく大量調理及び集団給食施設(学校、病院、福祉施設)の年間目標監視回数の達成率というのが今回新たに追加になります。集団給食施設の中には学校、病院、福祉施設以外にも事業所等もあるんですけど、特に学校は児童、病院は利用者、福祉施設におきましては介護が必要であったり、障がい者の方といったような方々が生活をしていらっしゃるということで、特に食中毒の発生等について注意が必要ということで大量調理と合わせて達成率について指標とさせて頂いております。この指標における令和 2 年度の 100%の数値につきまして実は誤りがありまして資料の 12 ページに第 3 次計画の取り組み状況ということで令和 2 年度の実績がありますが、上の方の年間監視回数の達成率につきましては 12 ページの資料につきましては 112 となっております。最終確定値については今手元では 114.1%となっております。今後資料に修正をさせていただく可能性がありますのでご了解ください。

それから下の方の指標の令和 2 年度 100%につきましては実は現時点では正しい正確な数値は計算できないというのが本来でございます。100%と書いておりますが実際には 100%ではありません。それから昨年度の実績といたしましては、コロナの関係でなかなか不要不急の事業者への訪問というのも特に上半期ははばかられるような、施設側も特に関係のない人も受け入れがたい雰囲気もありまし

て、例年通りの監視ができない状態でありましてその関係で昨年度、例年では 100%達成していたような所を 60%とか低めの値でおそらく推移しているのが実情でございます。こちらの数字につきましても記載方法に関しましては検討させていただきたいと思っております。

引き続きまして 25 ページの 6 番の施策、食品の適正表示に関する監視の指導徹底でございます。こちらの施策につきましては第 3 次計画では柱 3 の食への信頼確保の施策として位置付けられておりました。けれども先ほどの 5 番が食品衛生法に基づく事業者の指導等に対しまして、6 番は食品の適正表示に関する監視指導の徹底ということで同じ法に基づく事業者の指導等というところで今回柱 1 の方に移動をしております。現状といたしましては食品表示法が令和 2 年 4 月に完全に施工されております。また、この後すでに加工食品に関する原料原産表示義務付けとか遺伝子組換え食品に関する任意表示制度というのでも改正が決まっております、今後施行に向けて事業者が今審議中のところでございます。これらに対しまして課題といたしましても円滑に移行が行われるような事業者のサポートが必要であった旨を記載させていただいております。現状の白丸五つめところに第 3 次計画には記載がなかった兵庫県食品表示連絡協議会、国の近畿農政局が主催をしておりますところに構成員として我々も参加しておりますので組織での連携も含めて適正表示の推進をしていきます、という一文を追加させて頂いております。施策といたしましては (1) と (2) は第 3 次から引き継いでおりますものを継続して記載させて頂いております。(3) が今回新たに追加になっているものとして食物アレルギー対策の推進ということで県全体の計画といたしまして感染症対策課が主管で持っていますが兵庫県アレルギー疾患対策推進計画がございます。計画の中にも事業者へのアレルゲンへの取り組み、適正な表示というものを指導していくことが位置付けのひとつとしてありますので、こちらを新たに (3) として記載させて頂いております。(4) が第 3 次計画から継続の取り組みとなります。指標は 26 ページにございます。食品表示法に違反した事業者への指示または命令の年間件数ということで第 3 次計画から継続した指標となっております。続きまして 27 ページの 7 番目の施策、食品検査の充実強化でございます。こちらでも第 3 次計画からの継続になります。今回のモニターアンケートにおきましても不安に思うことの回答としまして添加物、輸入食品、残留農薬といったものが高い割合で不安を感じているということで顕在化しております。引き続き監視指導計画に基づいた県内に流通する食品の検査を現状実施しておりますこれを維持してまいります。施策といたしましても第 3 次と同様ですけど、これまで整理してきました検査施設の GLP 検査会議の適正な業務管理体制の維持、それから流通食品の収去検査を計画的に行っていくということ。そして、検査施設におきまらず信頼性と透明性の確保を引き続きあげさせていただいております。

指標につきましても第 3 次同様ですが、令和 2 年度 100%と記載されています。これも 12 ページの取り組み状況を参照していただくと、実は令和 2 年度実績は 88%ということで、新型コロナウイルス感染症流行の関係で検査を行う機関における受け入れ体制に一時期難しい時期がありましてやむなく中止しておりました計画もありまして、実は令和 2 年は 100%に到達しておりません。ですので、27 ページの令和 2 年度の指標の 100%誤りですので 88%に修正をお願いします。続きまして、28 ページの施策の 8 番目、HACCP に沿った衛生管理の推進でございます。HACCP に関しては第 3 次計画では施

策が二つございました。HACCP の考え方に基づく衛生管理の推進、食品関係事業者による衛生管理の推進という 2 項目施策があがっていましたが、今回法改正を受けましてこれらを統合、再転いたしまして、HACCP に沿った衛生管理の推進という 1 項目としています。現状としましては、食品衛生法だけでなく、食中検査法やと畜場法も同じ改正の中で法律改正が行われております。これらによって、HACCP に沿った衛生管理が求められるようになったこと、それから従来の HACCP に考え方に基づく衛生管理の推進の中で、現在でいう基づく HACCP、厳格なほうの HACCP の取り組みとして、人材育成を目的として、食品衛生協会が HACCP リーダー講習会を行ってございましたことや、県の県版 HACCP の認定制度などの推進が盛り込まれていたのをこちらにスライドしております。また、自主衛生管理の推進として記載されておりました中のものも入ってきておまして、それぞれあわせて不要な部分だけを削除したような構成になっております。課題につきましても、やはり一番は、法律に基づく HACCP に沿った衛生管理が速やかに導入、定着できるような支援、導入指導ということになっております。

それから、施策のほうですが(2)に HACCP に沿った衛生管理の導入、定着の推進という項目を挙げております。基本的には法律の遵守が最低ラインですので、特に小規模事業者等に対する HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の指導が主なものになってくると思います。ですが、先ほど段階的という表現がありましたけれど、さらにステップアップを目指す事業者に対しては、基づく HACCP への取り組み、推奨、指導、助言のようなことも務めてまいりたいと思っています。

あとは、同様でございますので時間も押していますので割愛させていただきます。指標につきまして、責任者の養成講習会、この責任者養成講習会というのは、今回法律で初めて新たに明言化された、位置づけられた資格でございます。すべての事業者が設置すべき法律に基づく食品衛生責任者という資格者を必ず 1 名置かないといけないようになっております。それを第 3 次から継続しておりましたが、今回令和 8 年度に対して 6 万 4 千人と目標を掲げております。それから二つ目の指標が今回新たに追加になったものであります。食品等事業者に対する食品衛生講習会の受講者数でございます。これは令和 2 年度 8,505 人と書いているのは、※ 1 で注釈がありますが平成 27 年度以降の平均受講者数ということで、平成 27 年度以降第 3 次計画を考えた時のベースになる数字で、それが元としてそこから令和 8 年度、平均受講者数 9,000 人以上を目標として指標を掲げております。これは従来なかった内容になっております。

それから次の施策でございます。30 ページの 9 番目の食中毒の未然防止対策の推進になります。現状としましては、例年変わらず、ノロウイルスやカンピロバクターの食中毒が多く発生している状況です。課題としても、それらをいかに低減していくかが課題となっております。施策といたしましても第 3 次からの継続で、監視指導計画に基づく、指導の徹底や検査の充実、それから HACCP の推進、事業者の自主管理による低減、それから予防をするにあたってのそれぞれのリスクに関する正しい情報の発信といたしまして、情報発信の充実強化も継続して挙げさせていただいております。

また、リスクコミュニケーションの普及、推進につきまして、県民にも必要なリスクを認知していただく必要があるのも継続して記載しています。1 行目につきましては、こちらが第 3 次から変更になっております。第 3 次計画では、大量調理施設、それから学校給食、家庭による自然毒食中

毒の事件がそれぞれ0というのが指標として掲げられておりましたが、それを平成18年度以降、平均で19.6件とあったものを参考に令和8年度につきまして、20件以下に抑えるということを指標として新たに設定させていただいております。その下にございますグラフですが、県内における食中毒の発生状況を記載させていただいております。左側は各年度における事件数と折れ線が患者の数になっております。令和2年度は、どうしても外食等が減りましたので従来と比べて著しく減少しておりますが、平均してみると19.5件という数字が出ております。9番目までは以上でございます。

【福永食品安全官】

はい、それでは時間の関係もございまして申し訳ございませんが少し短めの説明にて配慮いたします。つづきまして、総合農政課さんよろしく申し上げます。

【総合農政課 米田主幹】

総合農政課の米田と申します。10番の食の安全に関する推進についてですが、生活衛生課が所管と記載しておりますので、私のほうから農林水産技術総合センターでの取組みについてご説明いたします。

現状の一つ目の丸ですが、センターでは農林漁業者の関係団体の皆様からの要望を受けまして、それを踏まえまして食の安全性確保に必要な研究ですとか研究の開発を行っているところです。研究するかどうか課題の決定にあたりましては、内部委員、あるいは外部委員による評価を行いながら研究を進めているところです。

次に課題の欄の一つ目の丸ですが、生産者の方あるいは県民の皆様方から求められている農林水産物の安全性確保、あるいは豊かな海の再生などの課題について県民の安全を守る技術開発等が引き続き必要だということで考えています。それを踏まえまして施策ですが、(1)の第3次計画の引き続きになりますが農林漁業者や関係団体様からの要望を踏まえまして引き続き、安全性確保に資する試験研究、そこからの技術開発を進めていきたいと考えているところです。つきまして指標についても、令和8年度までに62点の技術開発を目標としているところです。以上です。

【福永食品安全官】

それでは、県立健康科学研究所よろしく申し上げます。

【健康科学研究所 吉岡課長】

はい、健康科学研究所の吉岡です。健康科学研究所について説明させていただきます。

現状ですが、県内で流通する食品等の残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、有害金属等について食品衛生法に基づく検査及び、食中毒の原因となる自然毒の検査方法などを効率的で性能の高い検査方法の研究の実施をしております。課題としましては、これまで残留農薬の検査体制で段階的に整理し一斉分析が可能な農薬を730成分と拡大してきましたが今後新たに開発される農薬、動物用医薬品

に対する分析を開発する必要があるほか、より高感度かつ迅速な分析法が求められます。施策ですが、今後食品衛生法に違反する食品などの適切な発見排除を図り流通食品の安全性を確保するためにより高感度な分析機を用いた高感度かつ迅速な分析法を開発します。また新たな健康被害を及ぼす物質について情報収集を行い、検査方法を発掘されていない物質についても調査研究を進めます。指標につきましては食品等の高感度分析法の開発件数を令和8年度には10件を目標とします。以上です。

【福永食品安全官】

はい、それでは引き続き生活衛生課からお願いいたします。

【生活衛生課 原田副課長】

柱2の食品を介する健康被害の拡大防止というところの健康危機管理体制の充実強化でございます。現状といたしましては平成30年6月の食品衛生法改正により広域的な食中毒事案の対策強化のため国の厚生局の管轄ごとに区域内の都道府県・保健所設置市を構成員とする広域連携協議会が設置されております。また近年災害対策センターに自動転送するシステム、健康危機ホットラインを整備されております。課題といたしましては食を取り巻く状況は複雑化、多様化しておりますので、また食品流通においても広域化、国際化が進んでおり予測困難な健康危機管理事案発生を念頭に置いた監視体制の強化を行う必要があります。施策としましては国及び関連自治体との連携体制の充実強化を図る事、また健康危機ホットラインにより迅速に情報を察知すること、また発生事案の迅速な対応というようにさせていただきます。12番トレーサビリティの導入促進でございます。現状、EU・アメリカにおきましては最低限のトレーサビリティの為の記録の保存等が義務付けられています。我が国におきましてはトレーサビリティ制度が始まり、また兵庫県においては食品トレーサビリティガイドラインを独自に作成しております。また平成22年には米トレーサビリティ制度が始まっておりますし平成25年から27年度には農水省が食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」を作成して食品業界全体のトレーサビリティの普及を促進しております。課題といたしまして、大規模食品製造施設はより高度なステップにレベルアップを図る必要があると思っております。また食の安全に図る事故発生時の被害拡大を防止するため農業、畜産業、漁業などの生産団体及び卸売団体にてトレーサビリティの普及を推進する必要があります。施策といたしましては大規模食品製造施設へのステップ2、ステップ3へのトレーサビリティの導入の推進、また農畜水産物の生産段階、卸段階への最も基本の段階のトレーサビリティの普及を推進いたします。続きまして35ページ13番食の安全安心に関する情報を情報発信の充実強化でございます。現状といたしまして県民モニターアンケートでは食の安心安全について県に求めることで、法令違反があった内容の公開が73.7%、また食の安全安心に対する各種情報の提供が64.4%です。食の安全安心に対する情報発信が強く求められているということが分かっています。また4番の食品関係事業者に対して兵庫県感染症情報センターが把握しているノロウイルスなどの感染症、胃腸炎患者の発生動向に関する情報を発信しております。課題といたしましては県民に正確な情報を迅速かつ的確に発信する体制を維持する必要があり、またそれに関してはインター

ネットの媒体を正しく情報を管理できる仕組みを作ることが重要だと思っております。施策につきましては健康危機管理事案発生時の迅速な情報発信といたしまして報道発表やホームページなどの公開により迅速な情報発信を行っていきたくと思っております。またその他各種広報媒体の活用により効果的な情報発信をし、外国人に対し食の安全の基礎的な情報発信、多言語化の発信につとめたいと思っております。以上です。

【福永食品安全官】

それでは引き続き消費流通課よろしく申し上げます。

【消費流通課 岡井ブランド戦略班長】

失礼いたします。14 番ひょうご食品認証制度の推進について消費流通課から説明させていただきます。まず現状につきまして認証食品の数は年々増加傾向にありまして令和 2 年度末に 2,246 食品まで増えてます。まず、農畜水産物については幅広く認証食品と誘導させて頂いた結果、県産生鮮食品の県内向け出荷量に占める認証食品の流通割合は平成 26 年度と比較させて頂きますと 9.0%増加し 40%となっております。引き続き施策について説明させていただきます。まずは（1）としまして兵庫県認証食品の生産拡大の支援になります。引き続き認食品の生産拡大を図っていく必要がございますので県民局と連携を図り重点推進産地を定め、すでに認証を受けた産地の生産拡大の支援を行います。これと合わせましてまだ認証を受けていない産地に対する認証取得への誘導及び支援を実施します。二つ目といたしましては兵庫県認証食品の流通拡大の推進です。これにつきましては生産流通消費関係者と県が参画する「ひょうご美味し風土拡大協議会」による一体的かつ効率的なPR活動や商談会の実施、また販売店における認証食品販売コーナーの設置、認証食品フェスティバル開催などによりまして流通拡大対策を推進させて頂き、認証食品の生産、流通、消費の拡大をさせて頂きたいと思っております。最後、指標につきましては兵庫県認証食品認証数をあげさせて頂いております。令和 2 年度 2,246 品目ですけれども令和 8 年度段階には 2,320 品目まで増やしたいと考えています。以上です。

【福永食品安全官】

続きまして生活衛生課申し上げます。

【生活衛生課 小笠原食の安全安心推進班長】

はい。15 番目リスクコミュニケーションの普及推進でございます。現状、課題、施策との第 3 次計画から大きく変更はございませんけれども、施策の 38 ページでございます（4）食品の安全に関する食育の推進、こちらが第 3 次計画になかった追加となっております。食育推進計画に基づき食品の安全性について基礎的な知識を深め安全な食品を自ら判断できる力の習得と食品ロス削減に向けた取り組みへの啓発を関係各課、関係団体と連携して進めます。指標も前回なかったものが今回新たに追

加となっております。県民に対する講習会の参加者数（年度）ということで、令和2年度下の※1の注釈の通り、平成27年度以降の平均受講者数4,343人を令和8年度4,000人以上ということで挙げさせていただきました。以上です。

【生活衛生課 原田副課長】

続きまして16番、食の安全安心の食育審議会の開催についてです。

本日の部会ですが、平成18年の条例の施行を受けて知事の附属機関として審議会、つまり部会を行っています。今年度につきまして部会は次回12月12日となっています。よろしく申し上げます。施策といたしましては審議会による計画の評価・検証、また、専門部会における専門分野の協議会を施策に反映したいと思っています。以上です。

【福永食品安全官】

部会長よろしく申し上げます。

【三宅部会長】

はい、ありがとうございます。時間がだいぶ押していますが、ここですみません。事務局の方、個別に非常に核をついた質問であるとか修正ですとか、メール等でみんなの意見をとりあげていただくことは可能でしょうか？

【福永食品安全官】

はい、全く問題ございません。いつでも意見は受けさせていただきますし、そのお答えについては次回までにはお答えできるようにさせていただきます。

【三宅部会長】

はい。ということですので、あんまり細かい部分については時間の関係からご遠慮いただいて、大きな点についてご意見等いただければなと思います。どなたかあれば。

【岩井委員】

よろしいでしょうか。岩井です。

2点あります。まず1点、31ページの県内における食中毒の発生状況と出ています。この中に神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、いわゆる中核都市は除くと出ていますが、各中核市がですね、姫路は平成8年、尼崎は平成21年、西宮は平成20年、明石は平成30年からとなっているわけですが、この数字はそれぞれの年度から該当部分を抜いた部分なのかという風に考えていいのかどうか。令和2年がぐっと減っているのは、先ほど説明がありましたようにいわゆるコロナウイルス対策の自粛等があつて外食の機会が減つてということもあつて数字が減っているのではないか。あるいは、手の消毒

の強化によって減っているということであれば、コロナが終わればどーんと増える可能性もありますし、どこかにコロナに令和2年はコロナによって等、そういう表現をしとかないと先行き、数字を見たときになんでこの年度だけこんなに減っているのかとなり兼ねないという気がしましたのでその辺のところをグラフの中に。またそれぞれの年度からぬいた数字なのか伺いたいと思います。

もう1点は、35ページの13項目の食の安全安心に関する情報発信の充実・強化という項目があります。情報発信というのは、誰のために情報発信をするか、何のためにするかということが不明確になっているのではないかと。特に兵庫県のホームページの中からこの部分の情報を得ようとしようとするとなかなか簡単には情報を取れません。その中で皆さんが比較的分かりやすいのが、食中毒を起こしてしまうとこれは多分発表になりますから新聞等にでます。そうするとほとんどが、いわゆる事実であれば営業停止ということでお店の名前の表現が出て残ってしまうわけですが、その時の情報をそういう店に行くなという情報を発信されてしまうのか、そうではなく、それをしないようにお店に対する事業者に対する情報になっていくと思いますがその辺が混在してしまっていて、まず分かりにくいことと混在してしまっていて誰のための情報なのか、整理をしていく必要があるかなと思いましたので2点申し上げました。以上です。

【三宅部会長】

はい、事務局のほうからお願いします。

【福永食品安全官】

はい、まず1点目の食中毒の統計上の数字ですが、平成18年以降ですので該当するのがおそらく明石が該当してくると思います。明石市の28年度につきましては県が所管しておりましたので発生件数も含めております。

2点目の情報発信につきましては、食中毒の記者発表はあくまで事業者に制裁を加えるものではありませんので、限定して1週間という形でホームページには掲載させていただいております。ただ、発生状況等々については統計関係でのホームページにも掲載しておりますので、食中毒の情報提供については誤解がないようお願いしたいと思いますが、何を知りたいのかを県民が求めているところで今回アンケートの中にありましたように工夫は必要かなという風には思っております。こういった情報に改めてしっかりと県民の皆さんあるいは、事業者の皆さんには保健所を通した情報提供もできますのでそこもしっかりと分けながら精査したうえで発信に努めてまいりたいと思いますので、表グラフには検討して考えたいと思います。

【岩井委員】

ちょっとよろしいでしょうか。

今の表現の中でグラフもですが例えば、尼崎は平成21年に指定都市となっておりますが少なくともこの数字は18年から21年の判例は尼崎も西宮も明石市もはいっているはずで。そこから全部除

いた数字なのかどうかを確認したかったわけでありまして。明石市は平成 30 年ですからそれ以前のことと混在してしまっているとなるとちょっとこのグラフ自体も正確性が欠けるとお思いますのでそこだけ、今は答えなくて良いので今度の時でもいいので再確認して数字を正しく出していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【三宅部会長】

はい。あくまで参考データということですし、このデータは厚生労働省のホームページでも確認できますということですのでよろしいでしょうか。あと 1 点、岩井委員が指摘があったことで私も気になったのですが、この色々な項目に関して、指標ということで令和 2 年度と令和 8 年度の比較で全て固定されているので、先ほど岩井委員がおっしゃられていた令和 2 年の数字、これを一つの目標として使っているのかどうか気になりますが、これは実際推進計画の中に令和 2 年度は挙げられているということですのでよろしいでしょうか？

【福永食品安全官】

統計上の書類につきましては令和 2 年度を含めるべきだと思って数字の中に入れさせていただいております。委員がおっしゃる通りのことで注釈等の説明を加えることも一つの案としてあったと思いますので検討させていただきたいと思います。

【三宅部会長】

はい。工夫したほうが良いと思えました。ちょっと私のほうから何点か。この指標ですが以前扱いについて工夫したほうが良いという意見が出たと思えます。それでその中で指標があるもの、ないものがあったり、あるいは、前文の現状課題があった中でなぜこの指標かなという不明な点があります。細かい部分のご意見伺わないといけませんがその辺の基準というか、何か求めて決められているのですか？

【福永食品安全官】

はい。ありがとうございます。

指標に関してはお手元の資料の 4 を見ていただけますでしょうか。現状の 3 次計画から 4 次計画の施策の発展にあたりまして、各資料の入れ替わりやあるいは改定したものは内側に入れさせていただいております。左側が 3 次、右側が 4 次と書かせていただいておりますが、先ほどおっしゃられるそもその考え方の整理は、事業は実は 16 の資料の以外に毎年審議会を含めた部会でも施策に基づく個別の事業が 47 あります。3 次計画では、それより戻った形で数値があるもの計画値があるものについては、A 4 資料でもって現状の進捗状況とさせていただいております。それが実際施策に基づく取組みの評価の対象となる数値となっております。その一部を指標として掲げてきたのがこれまでの流れとしまして、なぜこのようにもってきているかについてはそれぞれの事業の中で考え方もござい

ますので一つの答えではないかと思っています。

【三宅部会長】

はい。分かりました。では例えば、私も含めて委員らがこういう指標がいいのではないかという意見があればまた検討いただけるということでよろしいでしょうか。

【福永食品安全官】

はい。検討させていただきます。

【三宅部会長】

はい。時間がないので、事例となる件に関してはこういう指標があったほうがという意見があればこの場でなくメールで連絡していただければと思います。他にご意見等あればよろしくお願ひします。

【柳本委員】

柳本でございます。今までおっしゃったところとほぼ同じ意見でございまして、例えば、この27ページの指標の説明でも令和2年度は100%で確定となったとのお話があったと思いますがこういう確認が随所にあったと思いますが、指標の実績と令和8年度の目標値とが、ものによってはこんなものだろうと思うものもたくさんあるのですが、22ページの令和4年度32回、令和8年度は132回、ここらは大きくメリハリがついて飛躍的に衛生管理の検証ですので増えていますが、他にも数値のほとんどがあまり8年度にもなっても微量くらいの数値がザクっとした話ですが多いかと思ひます。これもまた先ほどのチェック4のご説明にあった通り、より適切な項目、より適切なメリハリのついた目標値というものが4次であるのではないかと確定ではなくそのような感じが特にしたものですから、ちょっと増えてるだけというものが多いなという感じがしたものですから、重複にはなりますがよく似た意見でございまして。以上でございます。

【三宅部会長】

はい。ありがとうございます。できればこういう項目を入れたほうがいいと具体的に事務局のほうにご提案いただいたほうが継続的に進むようになると思ひますのでよろしくお願ひします。

【柳本委員】

はい、分かりました。

【三宅部会長】

ちょっと細かい点ですが1点だけすみません。

前のページの1番下の(2)各種広報媒体の活用による効果的な情報発信の中で県民モニターアン

ケートとあります。この会の冒頭にもありました、アンケートの結果から全体の意見の数自体に反映させるかどうかと話しがあったとおもいますが、資料を見てますと県民モニター2,200人程度ということで、2,000人の意見を反映していますとありますが、そういう意味で言いますと県民モニターの数を数値目標として増やしていくと全体的にうまく包括的に回していくような仕組みづくりになると思われました。この県民モニターですがあまり数を増やすと不都合が生じるなどなにかそういうことがあるのでしょうか？

【福永食品安全官】

ありがとうございます。大変お答えにくいところですがモニター調査をしている課が別の課にありまして、私ども生活衛生課単独で事業しているわけではございません。また、モニター調査自身は県の関係課の中で、予算の関係もあってこの人数ということもあって推進しているところです。もう一つ大きい事業、5,000人規模もありますが、これについてはなかなか手法を認めていないこともありましてなんとか全県体の調査として2,000人規模の調査でエントリーして今までも5年ほど調査実施しているところです。広く県民の意見を求めると違った意味で考えていかないと今率直に思っているところです。

【三宅部会長】

分かりました。ありがとうございます。難しいということが理解できました。こういうアンケートの正確性については、我々科学者は色々と考えないといけないところがあって、より正確な情報が欲しいとかどうしてもお金がかかるといったこともあるので難しいなと思います。また、できる範囲で努力していただければより良いと思います。他に意見ありますでしょうか？

【八木委員】

質問してよろしいでしょうか、八木です。

細かくて恐縮ですが、今のことに関連することで前半でも申し上げましたが、色々な調査ができることが大前提として予算の兼ね合いもありますし、全てのデータが一体何なのかちゃんと見たうえで判断した方がいいと思います。このデータで取れないと言っているわけではなく、県の中でこういう状況になる、こういう年代はこう思っているとあれば、きっと若年層はこういうことをやらないといけないのではないかと色々考えられることがあると思うので、取り上げた時に分かる、取れてるデータが一体何なのかもう一度見直していただくことが大事な方向性だと考えております。以上です。

【三宅部会長】

ありがとうございます。貴重なご意見です。他になにかご意見ありますでしょうか。もう少し時間がありますので。

【中道委員】

すみません。中道です。ちょっとだけ質問したいのですが、アンケートについてですが、これはアンケートされる方は毎回同じモニターさんからもらっているのですか？年齢的にも大体、子育てしてる年代から 80 から 90 代くらいの方なのかあるいは、モニター募集したときの参加者へアンケートを取ってらっしゃるのかどうかお聞きしたいのですが。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。事務局です。大変申し訳ございません。確かなことは確認してみないと分からないですが、県民モニターにつきましては恐らく毎年度募集をして、募集のあった方にアンケート調査を実施していると理解しているところですが改めて確認しておきます。以上です。

【八木委員】

はい。よろしいでしょうか。すみません。私消費者の方にアンケートを配ることがあるのですが、会員さんが自分の近所の方に配っているので、いつも考えているのですが、子育てをしている若い世代にもアンケートを回していきたいと思っていますがこういう分はありませんので、PTA 等を通じて今後そういう方にもアンケートを出していただいて全体的に考えてほしいと思います。

【三宅部会長】

はい、事務局いかがでしょうか。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。また消費者団体連合会の方とどんな形で連携していけるかも含めて検討させていただければ。またご協力していただけることがあるのなら非常に嬉しく思いますのでご相談させていただきたいと思います。

【中道委員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【三宅部会長】

中道さん、今後ご協力いただけるということでよろしいでしょうか。

【中道委員】

はい。

【三宅部会長】

まだ少し時間ありますので、細かい点以外でお願いします。

【岩井委員】

すみません岩井です。今日は色々と言わせていただき申し訳ないです。

今回いつも委員会で、アレルギーに対しての対応について入れていただきたいと話しておりましたら今回、食の適正表示の監視について 25 ページのところで食のアレルギー対策に対する推進といただきました。アレルギーがですね、実はアレルギーが発症する場合二つのケースがあるんですね。一つは表示がないなど間違った形で接触してしまってアレルギーを起こしてしまった。というケースとですね、もう一つは、表示は正しいけども食べられる方からの情報がなくて出してしまってアレルギーになってしまったというケースがあるのですね。表示の問題ともう一つは食中毒と同じように未然防止ということとですね、二つあると思うのですが今回どちらかといいますと表示の方ばかりがでていましてその未然防止というところの項目には入っていないものですから、アレルギーは命に関わるというところがありまして特に私たちは、ホテルなんかでありますと学校の集団でこられるとそういう情報を必ずとるようにしています。取らなかったが為に食中毒を起こして裁判になってしまったケースもありますのでそういったアレルギーに対する未然防止の項目を一度考えてもらいたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

【三宅部会長】

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

【福永食品安全官】

ありがとうございます。

まずアレルギーに関しましては、これまでも委員会でもご意見がありましたので今回改めて表示の所にアレルギー対策の推進を入れさせて頂いております。ただ県全体としてはですね書いてもありませんように兵庫県アレルギー疾患対策推進計画、大きな計画、国の計画に基づいて県も作成して、そういった所が基本医療機関も含めて多くの参加される団体がありますので、その計画と連携したうえで県民への情報発信を。事業者のほうにつきましては私どもの監視指導の際しっかり周知・徹底を図ってアレルギーを防止したいと思いますし、あるいは必要な情報がありましたらその際、常に発信をさせて頂きたいと思っております。考え方としては、全体の計画が別にございますけどそこをしっかり連携する中で単独で動くのではなくて、連携していく中で進めていきたいと思っております。以上です。

【三宅部会長】

はい、これは恐らく色々考えて色んな角度から対応して頂けるということはあるのでしょうか、見える化・見える形で示すという意味で考えるとご指摘頂いた点も重要だと思いますので、何らかの文言をですね、どこか別にもアレルギーという文言を入れて頂くのが一つの解決策かもしれないのでご検討して欲しいなと思います。

【福永食品安全官】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【三宅部会長】

それでは時間がきてしまいましたので、色々とまだご意見あるかもしれませんが事務局のほうで色々と意見をメール等で受けて頂けるということですので、またそういうチャンネルを使って頂ければと思います。恐らく今回、あるいはその後の情報交換が非常に大きな第4次推進計画案作成の山場になってるのでと思いますが、この後スケジュールの話があると思うのですが、是非、案に対してご意見よろしくお願ひします。

それでは本日の意見を踏まえて次回10月12日に第2回をしますと、そこで修正した案が提示されるということで、その協議しますということ、ご審議頂く予定としておりますので、よろしくお願ひします

【福永食品安全官】

はい、部会長ありがとうございました。

先ほど部会長からお話がありました通り10月12日火曜日午後2時から資料の5を見て頂きますと令和3年度のスケジュールが書いてありますが、10月12日火曜日午後2時から4時まで、本日と同じWEB形式あるいはハイブリットの形をもって2回目の部会を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また10月12日までまだ日にちもござひます。皆様方からのご意見を常にお受けしたいと思ひております。どうかまたメールやFAXを含めて、場合によっては電話でも結構ですのご意見を頂けたらと思ひますのでよろしくお願ひします。意見を頂きました場合によっては、10月までの間にブラッシュアップした資料をお配りすることができれば、意見交換を重ねてさらに充実していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは、定刻となりましたので、これをもちまして本日の会を閉会させていただくにあたり生活衛生課長の源田よりご挨拶させていただきます。

【源田課長】

生活衛生課長の源田でございます。本日はWEBによる開催ということで、スムーズな進行が出来たかどうか心配な中ではありますが、委員の皆さんには様々なご意見を頂戴しました。例えば、県民意識アンケート結果の取扱い、取れたデータが一体何なのかどうか踏まえた検討するべきだというご意見も頂戴いたしましたし、安全と安心の使い方、また食品等の整理が必要ではないかというご意見も頂戴しました。本県の広い地域によるばらつきをどう考えるのか、どこにピントを当てて課題をどう捉えるかが重要ではないかとご意見頂戴した次第でございます。時間の関係上細かな個別の指導等

に関するご意見については、別にメール等で頂戴するという事で部会長から提案がありましたので、本日頂戴しましたご意見あるいは、今後頂戴するご意見を踏まえまして次回 10 月 12 日に予定している会までに整理したうえで皆さんにご提示して、改めてご意見を頂戴したいと思いますので、その際にはよろしくお願ひします。ご協力をお願ひ申し上げましてこの会を終了させていただきます。どうかよろしくお願ひします。

【福永食品安全官】

それではこれもちまして、本日の食の安全安心の推進部会を終了させて頂きたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。